



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2876 号 2016.2.19 発行

### 障害ある子ども支援強化

共同通信 2016年2月19日

政府が今国会に提出予定の障害者総合支援法改正案の全容が18日、分かった。虐待を受けて児童養護施設に入所したり、新生児集中治療室（NICU）を退院後も人工呼吸器などの医療的ケアが必要だったりする子どもに対し、障害の特性やニーズに応じた支援を強化することなどが柱。早期成立を目指し、2018年度の障害福祉サービス報酬改定に反映させたい考え。

厚生労働省によると、虐待などを受けて養護施設や乳児院に入所する子どものうち、障害があるのは約3割に当たる9447人（13年）。

施設職員だけでは対応が難しいため、保育士や児童支援員らを派遣し、生活訓練や療育を行う。

### 表現色々 描いて15年

読売新聞 2016年02月19日

力強い筆致の作品が並んだ絵画展（高知市南金田の薫工ミュージアムで）

◇安芸の共同作業所 高知で300点展示

安芸市伊尾木の共同作業所「ホップあき」に通う知的障害者らが描いた絵画展「ホップあき 私たちの表現～15年のあゆみ～」が、高知市南金田の薫工ミュージアムで開かれている。通所者の思いが生き生きと表現されており、同ミュージアムの松本志帆子さん（37）は「いろいろな表現の仕方があることを知ってほしい」と来場を呼びかけている。21日まで。（山田絵里子）



ホップあきには19～46歳の23人が通っており、「表現する活動」の一環として月に4回ほど、作品を制作するなどしている。絵画展は、「少しでも多くの人に作品を見てほしい」という保護者の願いを受け、設立15年を記念して開いた。

会場には、以前の通所者も含めた33人の作品約300点を展示。白い画用紙に赤や黄、緑のクレヨンでぐるぐると円を重ねた勢いのある作品や、縦約1・8メートル、横約90センチの麻布に、数色のアクリル絵の具を思うままに重ね塗りした印象的な作品などが飾られている。

ホップあきの大場幸平所長（66）は「人として生きていく上で、表現活動は大切。15年間でたくさんの作品が集まった。作品が語るメッセージを感じてほしい」と話している。

午前10時～午後6時（入館は午後5時半まで）、入場無料。問い合わせは同ミュージアム（088・879・6800）。

3月5～13日には、安芸市立書道美術館や北川村「モネの庭」マルモッタンなどでも開かれる。

## 敦賀市、廃炉で厳しい台所

読売新聞 2016年02月19日

◇新年度予算案 26事業見直し252億8500万円

敦賀市は18日、252億8500万円の2016年度一般会計当初予算案を発表した。市長選を控え骨格予算だった前年度当初予算に肉付けした昨年6月補正後と比べ、1・2%の減少。日本原子力発電敦賀原発1号機の廃炉により、固定資産税など約5億2000万円の減収となり、26事業を見直して財源をひねり出すなど苦しい財政運営となった。25日開会の市議会に提案する。

敦賀1号機の廃炉による影響は、固定資産税が2億円、関連の交付金が3億2000万円それぞれ減少。企業会計も含めた影響は約6億3000万円に上った。

原発など電力関連の税収や交付金の合計では、8・5%減の46億3300万円となり、歳入全体に占める割合は18・3%だった。

県内他市の状況に合わせ、身体障害者手帳4級所持者への医療費助成を廃止するなど、既存事業の見直しで約1億円を捻出したほか、歳入不足分は財政調整基金を6億円取り崩すなどして対応した。

北陸新幹線延伸などを見据えた交流人口拡大事業などに予算を重点配分。敦賀赤レンガ倉庫周辺の案内看板などの追加設置(390万円)、気比神宮大鳥居保存修理(310万円)などを行う。

渚上隆信市長は、記者会見で「廃炉の影響は厳しい。事業の見直しなど全庁を挙げて精いっぱい取り組んだ」と説明した。

## <検証福祉の現場>人材難 行き届かぬ手

河北新報 2016年2月18日



和気あいあいとした雰囲気、洗濯物を畳む手伝いをする恵心寮の入所者たち=気仙沼市

◎震災5年へ(上)介護サービス

ようやく施設を再建させても、十分に使えない。歯がゆさばかりが募る。

気仙沼市の特別養護老人ホーム「恵心寮」。東日本大震災の津波で全壊し、2014年7月に内陸部で建物を再建させた。長期とショート計70床は全て個室型で快適な生活を送れるが、現在は長期50床のうち30床しか稼働していない。

震災時に47人いた職員が今は27人で、スタッフが足りないからだ。求人への反応は乏しく、震災後の心労などで減った人を補充するのに精いっぱいという。

吉田寛施設長(57)は「施設は明るく、働く人は生き生きしている。『ありがとう』の言葉をこんなにももらう仕事は他にない。もっと高齢者を受け入れたいのに…」と訴える。

昨春には運営する法人の若手職員が特命チームをつくった。職員確保を模索し、苦境を知ったボランティア数人が週1回ずつ手伝ってくれるようになり「本当にありがたい」と吉田さん。だが職員はなかなか増えず「法人全体の事業展開を見直す段階に来ている」と表情を曇らせる。

<公募振るわず>

主な被災地の介護福祉士やヘルパーなど介護関連の有効求人倍率は表の通り。気仙沼地区(南三陸町を含む)は5年前の1.02倍が、15年12月には3.75倍に達した。震災後に人口流出が加速し、復興関係の職種に若い人材が流れている状況が続く。

震災で家を失い、家族が分かれて暮らすなど介護サービスの需要は高まる一方だが、ス

スタッフ不足で応えることができない。

市は第6期介護保険事業計画（15～17年度）に基づき、昨年、整備を目指す介護施設の担い手を2度公募した。11事業のうち応募があったのはショートステイなど3事業のみ。担当者は「人手不足の影響は大きく公募計画を再検討しなければならない」と明かす。

<3年間助成も>

思い切った手を打つ被災自治体もある。

石巻市は新年度予算に「奨学金返還支援事業」を盛り込み、医療・介護の資格を持つ人が市内に住んで就労すれば、年20万円を3年間助成する。医療、介護サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の構築を後押しするためだ。

16～18年度に毎年60人を新規対象とし、予算総額は1億4400万円に上る。市包括ケア推進室の守屋克浩室長は「人口減少の食い止めにもつなげたい」と語るが効果は未知数だ。

国の推計では団塊世代が75歳以上になる25年、宮城県は介護職員の必要数の69%しか確保できず、充足率が全国最低となる。

「10年後と云わず、直視すべきは今でしょ」（宮城県内の法人幹部）。国や行政が早期に対策を打たなければ、地域社会の再建は破綻し、復興は絵に描いた餅になりかねない。（高橋鉄男）

東日本大震災で大被害を受けた岩手、宮城、福島の3県はここ5年で、介護のニーズが加速した。一方、福祉施設は職員が不足し、サービスの需給バランスの悪化が目立つ。環境が厳しさを増す中、避難所などで要援護者が憂き目を見た震災の教訓を生かそうと、新たな災害弱者対策が芽吹いている。

## <検証福祉の現場>各地に専門家チーム



河北新報 2016年2月19日

関東・東北豪雨の被災者への支援について話し合う大崎市社協のDCATのメンバーら＝2015年10月、大崎市内（市社協提供）

◎震災5年へ（下）災害弱者支援

釜石市の介護支援専門員松田宇善（たかよし）さん（44）は、東日本大震災後に市内の避難所で目にした光景が忘れられない。

他人の靴を持ち出し、持ち主とかみ合わない口げんかをする認知症の高齢者。症状を悪化させて失禁した被災者もいた。本来はケアを必要とする人たちが一般住民との不自由な共同生活を余儀なくされていた。

避難所では、大人用の紙おむつや車いすといった要援護者の支援に必要な物資や機材も足りていなかった。多くの福祉関係者が被災者になり、人材不足も顕著だった。

「大災害の直後は外から支援に来てくれる福祉の専門家集団が必要だ」。松田さんは切実に訴える。

<避難所で活動>

震災の教訓を踏まえ、要介護高齢者や障害者、妊婦といった災害弱者の支援をどう進めるか。答えの一つとして、官民の協力による災害派遣福祉チーム（DCAT）の結成が東北各地で進んでいる。災害時の緊急医療を担う災害派遣医療チーム（DMAT）の福祉版に例えられる。

岩手県は2013年9月、東北で初めて派遣組織を設立した。社会福祉士や介護福祉士といった専門職6人で構成し、県内の避難所で応急支援やニーズの把握に携わる。派遣の

期間は1チーム5日間で、さらに支援が必要であれば別のチームと交代する。234人が登録した。

福島県は13年11月に派遣組織を設けた。登録者は192人。専門家5人前後のチームが県内の避難所で活動する。派遣期間は7日間で必要に応じて延長する。

宮城県は近く、県社会福祉協議会や東北福祉大など22団体と共に派遣組織をつくる。青森県も設立を検討する。

知識や技術の習得が当面の課題だ。福島県災害福祉広域支援ネットワークの島野光正事務局長は「同じマニュアルを持ち、同じ研修を積む東北のスタンダードをつくろう」と呼び掛ける。

<発生翌日出動>

実際の災害に出動した全国でも数少ない事例が東北にある。大崎市社会福祉協議会が13年11月に結成したDCAT。市町村単位で組織した全国でも珍しいチームで、昨年9月の関東・東北豪雨で本格的に活動した。

激しい雨で市内を流れる渋井川の堤防が3カ所で決壊し、700戸が浸水被害を受けた。発生翌日、3グループ計15人のDCATが避難所に入り、福祉の支援を必要とする被災者の有無を調査。車を失い、病院に行けなくなった高齢者と障害者の親子を見つけ、市担当課につないだ。

「勝手を知っている地域だったため円滑に活動できた」と市社協の本田民夫常務理事。「市外に派遣した時も今回と同様に動けるように、スキルを高めたい」と気を引き締めた。(柏葉竜)

## パーキンソン病でiPSバンク＝患者数千人から、世界最大一順天堂・慶応大

時事通信 2016年2月19日

数千人のパーキンソン病患者から人工多能性幹細胞(iPS細胞)を作る「iPS細胞バンク」を設立し、病気の仕組みの解明や治療薬開発につなげると、順天堂大と慶応大の研究チームが19日、発表した。パーキンソン病では世界最大規模のバンクになるという。

チームは順天堂医院などで治療を受けている患者の血液からiPS細胞を作成して神経細胞に変え、性質を調べたり薬の候補物質を加えて効き目を調べたりする。既に約120人の血液を採取しており、将来は2000～3000人に広げる予定だ。

## 後見制度の落とし穴 先祖代々の土地が売却され... 弁護士 遠藤英嗣

日本経済新聞 2016年2月19日

成年後見制度は認知症などによって判断力が衰えた人の財産や権利を守るための制度ですが、法的にまだ整備されていない面があります。以前、「消えた相続財産 後見制度の無知が招いた悲劇(2015年11月27日)」で、大事な財産を成年後見人に処分され、相続人が途方に暮れているという話を紹介しました。今回は、先祖代々受け継いできた大事な「家産」である不動産などを、成年後見人に処分されたBさんの話を紹介します。

### ■息子のBさんは後見人になれず

Aさんは、先祖代々引き継いできた数多くの土地を大事にして不動産業(賃貸業)を手掛けていました。法人経営も検討しましたが、家族で力を合わせてやっていくことにし、Aさんが事業主となり、妻と長男Bさん夫婦の4人が協力して事業を営んでいました。

「その大事な土地を成年後見人に勝手に処分されてしまいました。どうにかありませんか」。私のところに法律相談にみえたBさんは憤まんやるかたないといった様子。後見人が行った不動産の売却処分を取り消しできないかという相談内容です。

しかし、結論からいいますと、売却処分の取り消しはできません。もしできることがあるとしたら、Bさんが金融機関から借り入れをして買い戻すほかはないのです。

ことの次第はこうです。

76歳になったAさんは、Bさんに事業の引き継ぎを考えていたまさにその時期、認知症を発症しました。

不動産はすべてAさん名義ですが、不動産から得られる賃料収入の振込先口座の名称は不動産ごとに違っていました。ただ、事業資金などはすべてAさん名義の預金口座になっていたのです。

Aさんは任意後見契約をしていなかったため、Bさんを後見人候補者として後見開始の審判の申し立てをしましたが、家庭裁判所は親族であるBさんを後見人には選任せず、Y弁護士を選任しました。

Y弁護士は、後見業務はすでに数件ほど手掛けた経験があり、成年後見人なら何でもできるし、後見人の権限は絶対だという考えを持っている方でした。

#### ■突出した成年後見人の権限

案の定、Y弁護士とBさんは最初から衝突し始めました。Y弁護士はAさん名義のすべての預金口座を自分で管理し、不動産業は一家で営んでいる事業であることを無視したのです。

そこで、Bさんはまず、Aさんには自分と母親の扶養義務があるということをもY弁護士に主張しました。しかし、それぞれに財産があるのだからという理由で応じてもらえませんでした。次に、BさんはY弁護士に、母親と自分たち夫婦3人の専従者給与を請求しましたが、これも応じてもらえませんでした。

そのようなとき、賃貸物件に雨漏りがあり、Bさんは物件の管理業者であるD社に修繕を依頼し、D社からきた修理代金の請求について、Bさんは立て替え払いをしたのです。

Bさんは、Aさんの財産から当然、立て替えた修繕費を支払ってもらえるものと思い、Y弁護士に請求したところ、回答は予想もできないものでした。成年後見人が必要だと認めて依頼した修理ではないので、支払いはできないというのです。さらに、そんなに維持費がかかる不動産は必要ないとばかりに、Y弁護士は雨漏りをした建物のみならず、Aさんたち家族が大事にしてきた土地まで売却処分してしまったのです。

売却したのは自宅不動産ではないので、成年後見人に裁判所の許可は不要です。Y弁護士の一存で処分してしまったのです。

怒り心頭に発したBさんが私に話した言い分はこうです。

- ・後見人は、本人（Aさん）の代理人であり、本人の意思を尊重し、その意思を実現する人であるべき
- ・「大事な家産は処分しない」「家業を手伝っている家族には相当の報酬、給与に相当する金銭を支払う」というのが本人の意思
- ・Y弁護士が管理している家産の保全のために必要な費用は、当然、Y弁護士が支払うべき
- ・Y弁護士は後見人の義務を放棄している
- ・大事な土地を本人の意思に反して売却したY弁護士は、法律で求められている善管注意義務に違反している
- ・後見制度の理念やAさんの考えや思いを理解しない後見人は解任されるべき

Bさんの言い分についての答えや考え方は様々でしょうから、私自身の考えを述べるのは控えますが、「成年後見制度とは本人の意思を尊重し、成年後見人は可能な限り、その意思を実現する人である」という理念については、その通りだと思います。

#### ■家族で営む事業の財産は誰のもの？

Aさんのように家族で事業を行っている場合、その事業用資産、特に事業用資金は、たとえ家長の名義で預金されていたとしても、それは家長の固有財産ではなく、「一家族の総有財産」に準ずるのではないかと私は考えています。「総有財産」とは、財産の管理・処分などの権能が個人ではなく共同体に属し、その使用・収益の権能のみ、共同体の各個人に属するというものです。

もし、金融機関が「一つの家」の口座名義を認めれば、Bさんの悩みは解決できたかもしれません。しかし、Aさん一家は法人化していないため、現状では金融機関がAさんの事業口座に法人格を認めてくれるとは考えられません。仮に、「A家事業口座」という口座をつくれたとしても、実際はAさん所有口座として成年後見人の管理下に入ったでしょう。

最近、ある金融機関から「家族信託預金口座をつくります」というパンフレットをもらいました。

それによると、「家族信託預金口座」とは、本人だけでなく家族の生活を守るための口座で、民事信託を活用して家族に渡したい分の財産を指定口座で管理し、いざというときに円滑な財産の引き渡しができるものだったということです。

今回のケースのように、大事な「家産」について信託を設定したときにも利用できる口座で、このコラムでたびたび紹介している「家族信託」を利用する仕組みなのです。

#### ■家族信託なら実現できる

この場合、後継者であるBさんを財産の管理者である「受託者」にし、財産を形式上、Bさん名義に移転、家長のAさんの財産から隔離します。そして、事業資金や家賃収入等をこの家族信託口座に入金しておくのです。なお、不動産もBさん名義に移転しますが、Bさんの固有財産になるわけではありません。また、受益者をAさんのみにすれば、贈与税なども発生しません。

家族信託を利用すると、信託財産は家長Aさんの財産から外れ、「誰のものでもない財産」になるので、もしAさんに後見人がついて、後見人はこの信託財産を管理する権限はありません。さらに、受益者代理人を置けば、家産や家族信託口座にある債権に対しても後見人は口出しできません。あるのはBさんに対する監督権のみです。

このような仕組みを作っておけば、受託者であるBさんは「信託の目的」に従って、不動産事業を自分の判断で営むことができたわけです。

個人事業を営んでいるなら、(1) いつまでも家長を事業主にしておくのではなく、適切な時期に交代する(2) 家長の固有財産と事業用の資産を分別管理し、いつでも事業用資金は事業のために活用できるようにしておく——必要があると考えます。

ただし、法人経営ならできても、個人事業の場合、(1) を行うのは至難の業です。不動産を後継者であるBさん名義にすると、多額の贈与税がかかってしまうからです。(2) については可能ですが、Aさんに後見人がついた場合には、分別管理が難しくなります。今回のY弁護士のように後見人の管理下に入り、事業のために資金を自由に使うことが不可能になるリスクがあります。

つまり、これらの問題を解決し、Aさん家族が不動産事業をつつがなく営んでいくためには、「家族信託」という仕組みを使うしかないということなのです。

**遠藤英嗣 (えんどう・えいし)** 1971年法務省検事に就任。高松地方検察庁検事正などを歴任し、2004年に退官。05年公証人となり、15年に退官。公証人として作成した遺言公正証書は二千数百件に及ぶ。15年に公証人を退官し弁護士登録。日本成年後見法学会常務理事を務めるほか、野村資産承継研究所研究理事として税務の専門家と連携して、資産の管理・検証などを研究する。主な著書に「増補 新しい家族信託」(日本加除出版)、「高齢者を支える市民・家族による『新しい地域後見人制度』」(同)などがある。



**社説：組み体操事故 子供の安全確保が大前提だ** 読売新聞 2016年02月19日

運動会の組み体操で、子供がけがをする事故が多発している。

脳挫傷や内臓損傷など命にかかわる大けがを負うケースもあることは、看過できない。

組み体操には、子供たちが四つんばいで重なる「ピラミッド」や肩の上に乗って重なる「タワー」などがある。「達成感を味わえる」「団結力を育める」として、多くの小中学校

が「運動会の花形」として実施している。

問題なのは、このところ、高さを競い合う風潮が強く、大がかりな演目に取り組む学校が目立つことだ。「達成感を味わっているのは、子供ではなく、教師だ」といった指摘もある。

昨年9月には、大阪府八尾市の市立中で、男子生徒157人による10段のピラミッドが崩れ、骨折を含め6人が負傷した。この中学校では、過去10年で計20人が骨折している。安全対策が不十分だと言わざるを得ない。

全国の小中高校でも、組み体操の事故は、統計がある2011年度以降、毎年8000件以上起きている。命に危険が及びかねない事故も年80件を超えるという。

10段のピラミッドは高さ6～7メートルになる。5段のタワーでも4～5メートルだ。建物の2、3階に相当する高さで、崩れれば極めて危ない。自治体が段数制限などに乗り出すのは、自然な流れである。

厳しい規制を打ち出したのは、大阪市教育委員会だ。昨年9月、ピラミッドは5段、タワーは3段までと制限した。それでも事故はなくなり、この二つについては来年度から全面禁止とする。

子供の安全を守ろうという規制の趣旨は理解できる。ただ、全面禁止にするかどうかは、意見が分かれるところだろう。

なぜ段数を制限しても事故が起きるのか、まずは十分に検証することが大切だ。そのうえで、安全対策に万全を期し、適正な高さで子供たちに取り組みさせるのも、一つの方法ではないか。

馳文部科学相は、今年度中に組み体操の指針を策定する考えを示した。事故の形態を詳しく調べ、スポーツ医学の専門家らを交えて、安全に実施できる範囲や方法を具体的に示すべきだ。

棒倒しや騎馬戦など、運動会での荒々しい競技も、昔に比べると減ってきている。危険競技だとして、安易に排除するだけでなく、けがを招かないようにルールを工夫することも可能だろう。

子供が思い切り体を動かし、楽しめる運動会にしていきたい。

## 社説：介護施設の殺人 二度と起こさぬ対策を

毎日新聞 2016年2月19日

お年寄りをベランダから投げ落として殺害したとして、川崎市幸区の有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」の元職員（23）が殺人容疑で逮捕された。特異な事件には違いないが、背景にある職員のストレスや閉鎖的な構造といった虐待リスクは多くの介護現場に共通している。二度と悲惨な事件が起きないよう万全の対策を講じなければならない。

2カ月の間に入居者3人が立て続けに転落して死亡、しかも86～96歳がベランダの高い手すりを乗り越えたというのだ。不審な点はたくさんあったが、警察は当初、遺体の司法解剖すら行わず、本格的な捜査を始めたのは3件目が起きた後だ。

もしも、子供の施設や病院での事件だったら、このような対応だっただろうか。認知症に対する間違った思い込み、介護職員への安易な同情が警察の判断に影響しなかったか、検証が必要だ。

「施設での仕事にストレスがあった」と元職員は供述しているというが、介護の仕事の大変さに責任転嫁することは許されない。この施設では別の職員による虐待事件が以前に起きており、元職員は入居者の所持金を盗んだ容疑でも逮捕されている。現場職員のモラルの低下を許してきた経営者側の管理責任についても問わねばならないだろう。

ただ、認知症については専門的な知識やスキルのある職員でさえ精神的に追い詰められることがあるのは事実だ。都市部の介護施設は慢性的な人手不足に陥っており、経験がない人でも雇用しないと運営できない現状もある。

2014年度に確認された高齢者虐待は2年連続で増加し、1万6039件に達した。

中でも介護施設や居宅サービスの職員による虐待は8年連続で過去最多を更新し、この2年で倍増している。被害者の8割弱に認知症があり、虐待の要因は「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い。

仕事が厳しい割に報酬が低いこともよく指摘される。介護職員の平均月収は約22万円で全産業平均を11万円も下回る。有料老人ホームなどの入所施設は人手不足で夜勤が頻回あり、大声で暴れたり職員に暴言を吐いたりする認知症の人のケアに職員がストレスをためているというのだ。

そのために介護職の離職率は高いと言われる。しかし、現実には運営する法人の理念がわからない、職場に相談できる人がいないなどの理由も多い。経営する側の理念や指導力がないため、若い職員がやりがいを感じられず、不安になって離職していくのである。福祉現場の「死角」を総点検しなければならない。

### 社説：効率的な医療体制づくりを加速したい 日本経済新聞 2016年2月19日

健康保険証を使って受ける医療行為の価格である診療報酬が、4月から一部変わる。たとえば、紹介状を持たず大病院にかかる患者は、診察代とは別に5000円以上の負担を求められる。

地域のかかりつけの医師にまずは診てもらい、重装備でコストもかかる大病院には必要なときだけ行く。そんな患者の流れを定着させるのが改定の目的だ。

公的医療保険で使うお金をなるべく抑えていくには、効率的な医療体制づくりが欠かせない。改定はやむを得ない措置だろう。

ただ、現状では、幅広い病気を的確に診断できる医師がどこにでもいるとは言い難い。地域の診療所の医師などは技能の向上に努めてもらいたい。同時に、専門医だけでなく、広い対応力を持つ総合診療医の育成を急ぐべきだ。

政府は原則として2年ごとに診療報酬を改定している。世間の物価や賃金の動向を反映させるほか、政府が望ましいと考える医療体制をつくるために医療機関を誘導する狙いがある。

今回の改定では医療機関の役割分担が大きな課題となった。特に高齢の患者について、できる限り入院せずに住み慣れた自宅などで療養してもらえ環境の整備を、重要な目標とした。

その一環として、かかりつけ医のほかに、かかりつけの薬剤師に対する報酬を設けたことも、今回の改定の特徴だ。

患者が「かかりつけ」と決めた薬剤師は、患者が受診するすべての病院や診療所が出す薬を把握し、薬の重複や飲み合わせの悪い薬の処方避ける。そんな役割を果たすことを期待している。

うまく機能すれば薬代の無駄を省き患者の健康にも役立つ。「処方通りに薬を出しているだけ」と批判されることもある薬剤師だが、効率的で質も高い医療の実現へ一層活躍してもらいたい。

一方、難しい手術や救急に対応できる大病院については、軽症患者の入院が多いと報酬が減るようにする。これも役割分担を進めるには妥当な措置だろう。

日本では今後、手術や入院で患者を完治させ社会復帰を目指す医療におとらず、慢性疾患の高齢患者を普段の生活の中で支えていく医療が、ますます重要になる。

高齢化や人口減などの状況に応じた効率的な体制を各地域でつくるため、医療機関の再編も進めてほしい。

